

— 目次 —

- 平成 29 年 11 月の税務
- 契約書の作成意義とは

いつもお世話になっております。

秋も一段と深まり、日だまりの恋しい季節となりました。  
皆様お変わりなくお過ごしですか。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

## 平成 29 年 11 月の税務

11/10

- 10 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

11/15

- 所得税の予定納税額の減額申請

11/30

- 所得税の予定納税額の納付(第 2 期分)
  - 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
  - 9 月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
  - 3 月、6 月、9 月、12 月決算法人・個人事業者の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
  - 法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
  - 3 月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
  - 消費税の年税額が 400 万円超の 3 月、6 月、12 月決算法人・個人事業者の 3 月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
  - 消費税の年税額が 4,800 万円超の 8 月、9 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告(7 月決算法人は 2 ヶ月分)<消費税・地方消費税>
- 個人事業税の納付(第 2 期分)

株式会社 アビームマネジメント  
税理士法人アビームマネジメント

〒980-0014  
仙台市青葉区本町 1-12-7-3F

TEL : 022-225-5090  
FAX : 022-225-5091

E-MAIL :  
info@abeam-m.co.jp

<税務/会計トピックス>

## 契約書の作成意義とは

### ◆契約書がなくても契約は成立する

合意書や契約書がない場合でも合意や契約は有効ですか、という質問を受けることがあります。

民法では、契約は当事者間の意思の合致により成立するとされています。例外として、金銭消費貸借契約の場合に意思の合致だけではなく実際の金銭の交付がなければならない、保証契約は書面等によらなければならないなどの特例はありますが、原則としては、書面がなくても契約の「申込」(発注)と「承諾」(受注)の意思表示が行われた時点で契約は成立するのです。

### ◆なぜ契約書を作成するのか

それでは、なぜ契約書を作成する必要があるのでしょうか。

それは、主として、後々、紛争や裁判になった際に、契約締結の有無、また、契約内容や合意事項を証明することができるようにするためです。

この点、契約書でなくとも合意内容を示すものであればよいため、メールやFAXのやりとりなども契約書に代わる証拠として有効となることがあります。取引の相手に契約書の作成をお願いしにくい、という場合には、単なる口頭合意だけではなく積極的にメールなどで合意内容を残しておくと役立ちます。

とはいえ、契約書は社長などの最終決裁者がその内容を確認したうえで押印していることが前提となりますので、やはりメールよりはるかに高い証明力を有します。

### ◆契約書に何を書くか

契約書の作成は面倒、と思われる方も多いかもしれませんが、しかし、実は互いの債務の内容を特定して記載するだけの契約書でも多くの紛争を予防できます。このとき、「誰が」「誰に」「いつ」「何を」「どうするか」を具体的に記載します。例えば、売買契約書であれば「甲は乙に対し、平成29年10月1日までに、商品〇〇を引き渡す。」「乙は甲に対し、平成29年10月末日までに、売買代金として〇〇円を支払う。」のように債務の内容を具体的かつ明確に特定して記載します。これだけでも、トラブルが起こった際にどちらが契約違反をしているかが明確になり、紛争の拡大を防止することができるのです。

### ◆◆さいごに◆◆

最近、夜 疲れてリビングで「寝落ち」してしまう日が続いています。頭の中は常に「やる事リスト」が溢れていて、仕事をしながら家事をこなすのは本当に大変だと実感する毎日です。

そんな中、先日 雑誌で《「忙しい人」と「余裕ある人」の違い》という記事を読みました。その違いは ①やるべきことの見極めができるかどうか、②優先順位づけができるかどうか、③所要時間が正確に予測できるかどうか、④万が一に備えて調整時間を設けているかどうか。

…私が常に忙しい理由の半分はここにある気がします。わかってはいますが、時間に追われて…ではなく「やる事リスト」を常に確認しながら、少しでも余裕を持てるよう心掛けたいと思います！